

神戸市契約規則及び公共工事の前払金に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年11月24日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市規則第39号

神戸市契約規則及び公共工事の前払金に関する規則の一部を改正する規則
(契約規則の一部改正)

第1条 神戸市契約規則(昭和39年3月規則第120号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
目次	目次
第1章～第5章 [略]	第1章～第5章 [略]
第6章 補則(第70条・ <u>第71条</u>)	第6章 補則(第70条)
附則	附則
(契約保証金の納付)	(契約保証金の納付)
第24条 [略]	第24条 [略]
2 [略]	2 [略]
3 市長は、前項の保証を契約保証金に代わる担保として提供させるときは、当該保証を証する書面を提出さ	3 市長は、前項の保証を契約保証金に代わる担保として提供させるときは、当該保証を証する書面を提出さ

せ、その提出を受けたときは、遅滞なく、当該保証をした物品売却システムを管理する事業者、保証事業会社又は銀行若しくは確実と認める金融機関との間に保証契約を締結しなければならない。ただし、前項第2号の規定による場合は、契約の相手方は、当該保証を証する書面の提出に代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法（以下「電磁的方法」という。）であって、当該保証事業会社が定め、市長が認めた措置を講ずることができる。この場合において、契約の相手方は、当該保証を証する書面を提出したものとみなす。

4 [略]

（契約保証金の免除）

第25条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の納付を免除することができる。

(1)～(3) [略]

(4) 契約の相手方が、保険会社との間に本市を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その証書を提出したとき。ただし、契約の相手方は、当該証書の提出に代えて、電磁的方法であって、当該保

せ、その提出を受けたときは、遅滞なく、当該保証をした物品売却システムを管理する事業者、保証事業会社又は銀行若しくは確実と認める金融機関との間に保証契約を締結しなければならない。

4 [略]

（契約保証金の免除）

第25条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の納付を免除することができる。

(1)～(3) [略]

(4) 契約の相手方が、保険会社との間に本市を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その証書を提出したとき。

険会社が定め、市長が認めた措置を講ずることができる。この場合において、契約の相手方は、当該証書を提出したものとみなす。

(5)、(6) [略]

(公告の方法)

第70条 地方自治法施行令（第2編第5章第6節の規定に限る。）、特例政令及びこの規則の規定による公示又は公告は、インターネットを利用する方法により行うことができる。

2 前項の方法により公示又は公告をしたときは、その公示又は公告を市事務所の掲示場に掲示したものとみなす。

第71条 [略]

(5)、(6) [略]

第70条 [略]

(公共工事の前払金に関する規則の一部改正)

第2条 公共工事の前払金に関する規則（昭和28年6月規則第52号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後

改正前

(前払金の申請)

第3条 前払金の支払を受けようとする者は、様式による公共工事前払金交付申請書を市長に提出するとともに、保証事業会社と公共工事の前払金保証事業に関する法律第2条第5項に規定する保証契約（以下単に「保証契約」という。）を締結し、かつ、当該保証契約証書を本市に寄託しなければならない。ただし、前払金の支払を受けようとする者は、保証契約証書の寄託に代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって、当該保証契約の相手方が定め、市長が認めた措置を講ずることができる。この場合において、前払金の支払を受けようとする者は、当該保証契約証書を寄託したものとみなす。

(前払金の申請)

第3条 前払金の支払を受けようとする者は、様式による公共工事前払金交付申請書を市長に提出するとともに、保証事業会社と公共工事の前払金保証事業に関する法律第2条第5項に規定する保証契約（以下単に「保証契約」という。）を締結し、かつ、当該保証契約証書を本市に寄託しなければならない。

様式中

「
申請者 住 所
氏 名 ④ を
」

「
申請者 住 所
氏 名 に改める。
」

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和4年12月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の神戸市契約規則第24条第3項及び第25条第4号の規定は、施行日以後に公告その他の契約の申込みの誘引が開始される契約について適用（保証の契約内容を変更しようとする場合は、当初の契約において当該保証を証する書面が電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法（以下「電磁的方法」という。）により提出されたものに限る。）し、同日前に公告その他の契約の申込みの誘引が開始されている契約については、なお従前の例による。
- 3 この規則による改正後の公共工事の前払金に関する規則第3条の規定は、施行日以後に行う公告その他の契約の申込みの誘引が開始される土木建築に関する工事又は測量について適用（保証の契約内容を変更しようとする場合は、当初の契約において保証契約証書が電磁的方法により提出されたものに限る。）し、同日前に公告その他の契約の申込みの誘引が開始されている契約については、なお従前の例による。

(規則で定める申請書等の押印の特例に関する規則の一部改正)

- 4 神戸市規則で定める申請書等の押印の特例に関する規則（令和3年3月規則第53号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後		改正前	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
規則名	条項又は様式番号	規則名	条項又は様式番号
土地区画整理法第76条第1項の規定による建築行為等許可申請取扱規則（昭和30年8月規則第56号）	[略]	公共工事の前払金に関する規則（昭和28年6月規則第52号）	様式
[略]	[略]	土地区画整理法第76条第1項の規定による建築行為等許可申請取扱規則（昭和30年8月規則第56号）	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]